



非正規雇用労働者について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

「非正規」というとは、正規雇用労働者以外の者をいい、一般的には期間の定めのあるという意味での有期契約労働者や、直接雇用されていないといふ意味での派遣労働者、フルタイムで働いていないという意味でのパートタイム労働者などが「非正規」に含まれる。ところで、全労働者における非正規の占める割合は増加してきた。平成2年には全労働者の約20%に過ぎなかつたものが、平成22年には約34%にまで増大し、さらに緩やかに増加して平成25年には約36・7%までに達した。まさに全労働者の3人に1人以上が非正規という事態が総務省統計局から平成26年11月11日に公表された「労働力調査」によって明らかにされた。

増田寛也氏の編著となつている「地方消滅」(中公新書)から明らかなどおり、我が国はすでに少子化・高齢化が進展し人口減少社会となつてゐる。そのような中で、政府がいつ持続的に経済成長をはかり、社会保障制度をも維持するとなれば、当然、そこには国民の雇用の下支えが必須となると

ころ、上記のとおりの非正規の占める割合の増加傾向を直視すると不安になる。

「労働力調査」によれば、非正規が非正規労働に就いた理由について、男性では「正規の職員、従業員の仕事がないから」(25・8%)と「自分の都合のよい時間に働きたいから」(24・1%)を理由とするもので全体の半分を占め、女性でも「自分の都合のよい時間に働きたいから」(26・0%)と「家計の補助、学費等を得たいから」(24・4%)を理由とするものが全体の半分を超えている。つまり、我が国では、男女を問わず、「ワーク・ライフ・バランス」「仕事と生活の調和」と訳されている)の観点から多数の国民が多様な働き方を希望している。すでに国民の価値観や生活様式が多様化している現状を踏まえると、非正規の現状が辛いなどと声高に報道して「正規雇用」の率を上げることを標榜することにはあまり意味がないと考える。私個人は、そのような報道を見るにつけ、辛い現状の理由というものが、雇用形態が非正規かどうかという点に大きく影響さ

ころ、上記のとおりの非正規の占める割合の増加傾向を直視すると不安になる。

性では「正規の職員、従業員の仕事がないから」(25・8%)と「自分の都合のよい時間に働きたいから」(24・1%)を理由とするもので全体の半分を占め、女性でも「自分の都合のよい時間に働きたいから」(26・0%)と「家計の補助、学費等を得たいから」(24・4%)を理由とするものが全体の半分を超えている。つまり、我が国では、男女を問わず、「ワーク・ライフ・バランス」「仕事と生活の調和」と訳されている)の観点から多数の国民が多様な働き方を希望している。すでに国民の価値観や生活様式が多様化している現状を踏まえると、非正規の現状が辛いなどと声高に報道して「正規雇用」の率を上げることを標榜することにはあまり意味がないと考える。私個人は、そのような報道を見るにつけ、辛い現状の理由というものが、雇用形態が非正規かどうかという点に大きく影響さ

れでいるものではないと感じることが少くない。もちろん、労務コストの削減や時季による仕事の繁閑に対応するために非正規が重視されてきたことは事実であり、非正規雇用では雇用が不安であるとか経済的自立が困難であるとか正規労働者と比べてキャリアを十分形成できないなどといふ指摘は、いずれも看過できない内容ではある。しかし、数多くの無職・失業中の労働者が非正規雇用といながらも雇用に繋がり、さらに正規雇用へと繋がる方向に動いていることも否定できない。私は、非正規か否かなどを二分して考へるのではなく、国民の持つ価値観の多様性を受けとめながらも、正規か非正規かで不適切な差違が生じない公正な待遇を図り、且つ、雇用関係の安定を図っていくといふことが目指す目標の一つの姿なのだと考えるが、より具体的に考察するとなると難しい。

労働者の中にはさまざま学歴の人がある。若くして社会に出て仕事をし始める人、大学院などに進んでから社会に出る人などとさまざまである。そして、こうして社会に出たとしても、その後の価値観、人生観の変化に伴つて転職をする人も多く、その転職の際には非正規として仕事をし始めたければならない人もいる。また、その後、結婚をされたり両親が高齢化するなどして育児や親の介護などのためにフルタイムではなく労働時間を短縮化しなければならない人もいる。さらに、職業能力を上げていきたいと思う多くの労働者の意欲に応えていく必要もある。私たち一人ひとりは長い人生の中で相当程度長く職業人生を送らなければならない中、それぞれがその時々の置かれた状況に応じて働き方を選択できるようになればと願う。平成24年8月10日、労働契約法の一部を改正する法律が公布され、無期労働契約への転換と不合理な労働条件の禁止とともに、有期契約労働者について、一定の要件を具備した場合に雇止めは認められないこととなつた。公正な待遇を図り雇用を安定化するという方向性の一端が明確に見えてくるが、人口減のスピードに負けずにその歩みを進めなければならぬ。